

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで

申立期間①当時、私は学生だったが家業に従事していたので、父親が兄と同様に私の国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料も支払ってくれていた。申立期間②当時も同居の父親に国民年金保険料の納付を任せていた。A町役場（現在は、B市。）の集金人が3か月分で数百円の国民年金保険料を徴収していたことを父親から聞かされていた。

また、父親が二人の兄の分と私の分との国民年金保険料を一緒に集金人に支払っていたことを長兄からも聞いており、兄の名前と自分の名前とが記載され、年度の月毎に徴収印が押されていた集金台帳を親から見せてもらった記憶があるが、二人の兄には未納期間が無く、私だけ納めていない期間があることは納得できない。

なお、昭和49年ごろ、国民年金手帳の交付を受けていないことが気になり、厚生年金保険に加入していた時に重複して納付した41年度分の国民年金保険料の還付処理と併せて年金手帳の交付と納付記録の確認を、A町役場の元職員であった私の妻を通じてA町役場に依頼したが、役場から何の回答も無かった。依頼の際に、家に保管していた国民年金保険料の集金台帳も役場へ送付したので、今となっては保管していればと悔やまれてならない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当時、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と一緒に集金人に国民年金保険料を支払っていたとする申立人の長兄は、当該期

間に係る国民年金保険料は納付済みとされているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は当該期間当初の昭和 41 年 12 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行い、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、当時の A 町の集金人及び同居していた申立人の兄からの聴取結果においても、申立人が学生であった申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立人の妻を通して昭和 41 年度の過誤納保険料の還付処理を A 町に依頼した事実は確認できない上、申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の父親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私の母は、平成4年4月28日に、A市B区役所が発行した納付書により、私の3年4月から4年3月までの国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、19年6月に私が社会保険庁に行った納付記録の照会結果により、4年3月については申請免除期間とされていることが判明した。申立期間について納付書に記載されているとおりの金額を全額納付しているのに、行政の瑕疵^{かし}で納付していないこととされている。

当時、学生だった私に代わって国民年金保険料を納付した母に、納付書の国民年金保険料額に誤りがあったことを知らせないままに端数分の国民年金保険料を返しているとの説明を受けたが、納付済みとされていないことに納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成3年5月に平成3年度分の国民年金保険料の免除申請を行った後の4年4月に3年度分の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、A市B区役所が申立人に発行した同年度分の国民年金保険料納付書に記載されていた国民年金保険料額は、2年度分の国民年金保険料額に相当する10万800円であることが、申立人が所持する保険料領収書により確認でき、当該保険料領収書は当時A市B区役所が真正に作成したものと認められる。

また、平成3年度分の国民年金保険料額は、10万8,000円であったことから、申立人が納付した10万800円のうち9万9,000円は、平成3年4月から4年2月までの保険料として収納されたものの、残る1,800円については、同

年3月分の月額保険料9,000円に足りなかったため、社会保険事務所において収納されず、5年1月22日に申立人に社会保険事務所から定額保険料に満たない1,800円が還付されていることが確認でき、その時点で、申立期間については免除の承認を受けた期間とされたものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付する意思を有していたことは明らかであるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間及び免除期間が無く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間当時、A市B区役所の国民年金保険料納付書の記載の誤りにより納付した国民年金保険料額に不足が生じ、収納できなかった国民年金保険料が還付された経緯を申立人が承知していれば、申立期間の保険料を当然納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 1 月に A 市に引っ越してから、私が、市役所で亡夫の国民年金加入手続と私自身の住所変更手続を行い、亡夫と私自身の分の国民年金保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。二人分の保険料を確かに支払ったことを憶えているのに、私の分だけ納付した記録になっているのはおかしい。ずいぶん前のことだが、納付場所は A 市役所の本庁ではなく、同市 B 町の出張所^{おぼ}だったと思う。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 3 月ごろに払い出されていることが推認され、申立人が国民年金被保険者資格を取得した同年 1 月以降の国民年金加入期間について、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A 市の広報紙により、昭和 46 年 3 月に、当時の A 市 B 出張所において、同市役所本庁の職員が出張して国民年金保険料を収納する集合徴収が行われていたことが確認でき、申立人の妻が同出張所で申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付とを夫婦一緒に行ったとする申立人の妻は、社会保険庁の特殊台帳により、昭和 46 年 2 月 3 日に A 市へ住所変更手続を行い、同年 3 月に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人も申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から47年12月まで

昭和47年12月にA市B区役所から来たとする男性が自宅に来訪し、「国民年金保険料の集金を担当している者ですが、国民年金に加入していますか。」と尋ね、「加入していない。」と答えると、集金人は「私が国民年金の加入手続をしてあげましょう。」と言い、「ここでは計算できないが、未納となっている国民年金保険料を納めるには2万円もあれば十分でないか。」と言ったので、厚生年金保険被保険者証と現金を渡した。

その後、集金人から国民年金手帳とお釣りを受け取ったが、その際、同手帳に保険料受領印が押されていなかったのを尋ねると、「昭和42年3月21日の国民年金被保険者資格取得日と47年12月26日の国民年金手帳の発行日の記載があるから、その間の保険料は納付されている証^{あかし}である。」との説明を受けた。その後、3回ぐらい同じ集金人に国民年金保険料を支払った。申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和47年12月のA市が委嘱していた国民年金推進員と思われる集金人との国民年金加入に至るまでのやり取りや集金人の行動を具体的に供述しているとともに、当時、A市の年金窓口では、社会保険事務所から、白紙の過年度納付用の国民年金保険料納付書を預かっていたことから、国民年金推進員が現年度の国民年金保険料徴収事務に加え、過年度分の国民年金保険料徴収に係わっていた可能性も否定できない上、申立人が集金人に預けたとす

る金額は、その時点で納付が可能だった現年度分及び過年度分の保険料の合計金額とおおむね一致していることから、申立期間のうち、45年10月から47年12月までの国民年金保険料について、納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和42年3月から45年9月までについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は47年12月23日に払い出されたことが確認でき、この時点においては、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 50 年 6 月に両親に勧められて、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、A 市役所において、国民年金保険料をまとめて支払うと国民年金を満額受給できると聞き、昭和 50 年 12 月に、夫の分と一緒に、私の分の国民年金保険料をまとめて郵便局において納付した。

申立期間②については、国民年金の加入手続直後の昭和 50 年 6 月と 51 年 10 月の 2 回に分けて、未納とされていた国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、夫婦一緒に、未納であった国民年金保険料を特例納付により一括して納付したと申し立てているが、社会保険事務所の記録及び申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立人は、昭和 50 年 12 月に、申立期間①直後の 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付により納付していること、及び申立人の夫は、同日に未納であった 39 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付により納付していることが確認でき、申立人が夫婦一緒に未納であった国民年金保険料を特例納付により納付したとの申立てに不自然さは見られない。

また、申立人は、国民年金保険料を特例納付するための金員については、

当時、事業を営んでおり、自宅に置いていた金庫から営業資金の一部を持ち出したとしているとともに、夫婦二人で事前にA市役所職員から、特例納付に要する国民年金保険料の金額を確認したとしており、国民年金保険料の納付に係る説明は詳細かつ具体的であり、申立人が申立期間の保険料のみを納付しない特別な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和 51 年 10 月に申立期間②直後の 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人が所持する国民年金保険料領収書から確認でき、この過年度納付を行った時点において、当該期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和 51 年 3 月に結婚した際、妻が A 町役場で、申立期間に係る私の国民年金保険料が未納であると言われ、未納の国民年金保険料額が生活に支障が無い金額であったために、一括して保険料を納付した。国民年金保険料を納付した時期は、妻が保険料を納付してくれたので、妻の国民年金保険料領収書に記載されている 51 年 3 月 12 日、同年 5 月 26 日、または同年 8 月 25 日のいずれかではないかと考えている。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和 42 年 2 月以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付するとともに、44 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 48 年 7 月から 49 年 5 月までの期間について、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、国民年金保険料を継続して納付していることから見ると、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 町役場が保管する国民年金保険料納付記録から、申立人は、結婚した昭和 51 年 3 月直後の同年 5 月において、50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が同町役場で未納であった国民年金保険料を確認した上で、申立人の妻が一括して国民年金保険料を納付したとの申立内容に不自然さは見られない。

さらに、A町役場及び社会保険事務所への調査結果から、申立期間において、社会保険事務所から配布された国民年金保険料納付書により、同町役場において過年度納付に係る国民年金保険料の取扱いを行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月及び同年 2 月

私は、昭和 49 年 12 月末に会社を退職して、50 年 3 月に結婚した際、同時に国民年金に任意加入したものの、退職から結婚までの期間が未加入扱いされている。しかし、50 年 1 月から同年 2 月にかけて、A 市役所 B 出張所において、国民年金加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付した憶えがある^{おぼ}ので、この期間が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月間と短期間であるとともに、申立人は 20 歳に到達した昭和 44 年 2 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、会社を退職した後、直ちに自宅近くの A 市役所 B 出張所において、国民年金の加入手続きを行い、同出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市では、申立期間当時、A 市役所 B 出張所は存在し、国民年金の加入手続き等の業務も行っており、同出張所内には、金融機関の出先もあったと説明していることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は、会社を退職後、直ちに国民年金に加入した動機を、将来の老後の生活設計として国民年金を受給するため国民年金保険料を納付することが必要であると以前から考えていたことによると供述しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられることから、申立期間のみが未加入とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月から 34 年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 組合における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 6 月まで
(A 組合)
② 昭和 37 年 5 月 2 日から 38 年 5 月まで
(B 社 C 出張所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 32 年 10 月から 34 年 6 月までの期間及び 37 年 5 月から 38 年 5 月までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

昭和 34 年 6 月ごろまで A 組合に、38 年 5 月まで B 社 C 出張所に勤務したことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主、及び申立期間において A 組合における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の供述並びに申立人が申立期間における事業主の家族等に関する記憶が明確であることなどから判断すると、申立人は、昭和 31 年 8 月 1 日に A 組合に採用されて以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、34 年 5 月まで勤務していたものと認められる。

また、事業主は、「雇用した者全員について、厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料の控除を行っており、申立人についても、雇用していた期間

においては給与から保険料を控除していた。」と供述しており、申立人と同じ業務に従事していた同僚も、事業所は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたのではないかと供述している。

さらに、申立人と同時期に勤務し、かつ、申立人と同じ業務に従事していたとの供述が得られた同僚4人のうち、死亡により確認できない1人を除く3人については、当該同僚の供述及び厚生年金保険被保険者記録から、退職と同時に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、資格喪失日は社会保険庁が記録する昭和32年10月1日ではなく、34年6月1日であり、32年10月から34年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人のA組合に係る昭和32年8月の記録、及び申立人と同じ業務に従事していた同僚の同年8月、同年10月及び33年8月の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和32年10月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から34年5月までの保険料につき納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、B社C出張所は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同僚の供述によると、同社は同日をもってD社に経営を譲渡しており、D社は、同日厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立期間②において両事業所における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚が、申立人が申立期間において両事業所で勤務していたと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、期間の特定はできないものの、B社C出張所及びD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人のB社C出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和37年5月2日となっており、また、同社が経営を譲渡したD社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前を確認することができない。一方、同名簿において申立期間②における健

康保険の整理番号に欠番が無く、事業所が、B社C出張所に係る同年12月1日の資格喪失、D社に係る資格取得及び資格喪失における手続を三度も漏らしたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 51 年 11 月 1 日に、資格取得日に係る記録を 52 年 10 月 21 日に訂正し、51 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 8 万 6,000 円、52 年 10 月から 53 年 3 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
(A 社)
② 昭和 51 年 8 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
(B 社又は A 社)
③ 昭和 52 年 10 月 21 日から 53 年 4 月 1 日まで
(A 社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、B 社、A 社に勤務していた期間の一部が確認できなかった。2 社は関連会社であり、仕事の都合で 2 社間を行ったり来たりしていたが、間を空けることなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、両申立期間において A 社における厚生年金保険被保険者記録を有する申立人が名前を挙げた同僚の一人、及び同社の被保険者名簿から確認した同僚の一人が、申立人は同一の事業主である A 社と B 社との間を行き来しながら継続して勤務していた旨を供述していること、及び雇

用保険被保険者記録から判断すると、申立人が両申立期間においてA社に勤務していたものと認められる。

また、申立人と同じ仕事の担当者であり、前記同僚二人を含む同僚3人が、当時の従業員数は10人程度であったと供述していることに対し、申立期間②当時の昭和51年10月時点及び申立期間③直前の52年10月時点における厚生年金保険被保険者数は、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、ともに10人であることが確認でき、申立人と同じ仕事の担当のみならず、従業員の全員が厚生年金保険に加入していたものと認められることから判断すると、申立期間②及び③について、申立人がA社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人がB社に入社した約3か月後にA社に勤務先が変わり、給料も当該事業所から受け取っていたと思うと供述しており、申立人が名前を挙げた同僚からも申立人は当該事業所が設立されてすぐに自分と一緒に勤め始めたとの供述もあるところ、A社の設立登記は昭和50年9月9日であり、社会保険事務所の記録によれば、同社は申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和51年8月のA社に係る社会保険事務所の記録から8万6,000円、申立期間③の標準報酬月額については、53年4月の同社に係る社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、記録が無く不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 12 月 6 日まで
平成 19 年 7 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われたが、請求してもいないし、受け取ってもいない。
申立期間について、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 年 4 か月後の昭和 35 年 4 月 12 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた A 社 B 所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、申立人が記載されている同名簿の前後 10 ページに記載されている 308 名について確認したところ、脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はおらず、申立人の被保険者名簿には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和55年7月1日、申立期間②の資格喪失日に係る記録を61年11月1日に訂正し、55年7月及び8月の標準報酬月額を11万8,000円、61年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年7月1日から同年9月22日まで
② 昭和61年10月21日から同年11月1日まで
③ 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

申立期間①の期間については、前会社を退職後、すぐにA社に入社しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。

また、申立期間②及び③の期間については、A社からB社に転籍した時期で、所属事業所名が変更になっただけであって、事業所所在地、業務内容ともに変化無く継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社において、昭和55年7月21日に厚生年金保

険の被保険者資格を取得した同僚が「自分のA社への入社よりも申立人の入社の方が先であった。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の事務担当者は「申立期間当時厚生年金保険には、採用した月から加入させていた。」と供述している上、昭和47年から55年の間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会した結果、供述の得られた4人全員（うち3人は申立人と同一業務担当。）が「厚生年金保険の加入は入社と同時である。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和55年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険及び雇用保険の記録における資格取得日がともに昭和55年9月22日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③については、A社の事業主、同僚の供述及び申立人の申立内容から、B社はA社から独立した会社であり、申立人を含む従業員は、移籍時である申立期間について継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時に移籍した同僚の保管する昭和61年10月の給与明細書及び同年11月の給与支給額に関するメモにより、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できるほか、同年10月の給与はA社、同年11月の給与はB社が支給していたことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料をA社により、また、申立期間③において、厚生年金保険料をB社により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月については、申立人に係る同月の社会保険事務所の記録から14万2,000円、同年11月については、同年12月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 61 年 10 月分の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が同年 10 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の同年 10 月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社は昭和 61 年 10 月 24 日に法人登記を行っている上、A社から同社に転籍した者が申立人を含めて 10 人であったと推認できることから、厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る昭和 61 年 11 月分の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明で供述が得られないものの、事業主は、申立人の申立期間③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年 11 月分の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和41年1月11日）、及び資格取得日に係る記録（昭和41年6月10日）を取消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から35年4月1日まで
② 昭和41年1月11日から同年6月10日まで
③ 昭和46年8月21日から同年11月6日まで
④ 昭和49年5月から50年3月1日まで
⑤ 昭和61年5月から平成元年5月まで

申立期間①に係るB社では、昭和34年3月10日から35年4月1日まで勤務していたが、勤務期間のうち、34年5月1日以降の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②に係るA社では、昭和40年11月24日から44年4月30日まで勤務していたが、勤務期間のうち、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③に係るC社では、昭和45年1月4日から47年5月19日まで勤務していたが、勤務期間のうち、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間④に係るC社では、昭和49年5月に再入社し50年4月16日まで勤務していたが、再入社から50年3月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間⑤に係るD社では、昭和61年5月から平成元年5月まで勤務していたが、すべての期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

これらの事業所に勤務していたことは事実であるので、これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、雇用保険被保険者記録及び申立人の同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、当該事業所において申立期間当時、社会保険事務を担当していた者は、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は一体的に行っており、雇用保険に加入している者について、厚生年金保険の加入手続を行わないことは無く、保険料も納付していた。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、一人は「申立人に係る記憶はあるが、一時、退職した後に再入社した記憶は無い。」、二人は「当時の従業員はすべて雇用保険と厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、これら同僚の厚生年金保険被保険者記録は申立期間を含め継続していることが確認できる。

さらに、当該事業所において申立期間前後に厚生年金保険被保険者記録が断続していることが確認できる同僚二人に聴取したところ、「自己都合により退社した後に再度入社しているが、この間、厚生年金保険及び雇用保険には加入していない。」と供述しており、申立人以外に勤務が継続しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が断続している者は確認できない。

このほか、当時の申立人の同僚二人が記憶する従業員数は約 30 人又は約 40 人としているのに対し、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できた申立期間における被保険者数は 48 人又は 51 人であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 40 年 12 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が無く不明であるとしているが、事業主の資格喪失及び取得届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格得喪に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 1 月から同年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当

した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和34年5月1日となっており、健康保険証が返納されたことを示す「証返納済」のスタンプ印が確認できるが、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため照会できない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間は不明であり、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和46年8月21日となっており、健康保険証が返納されたことを示す「証返納 46.9.22」のスタンプ印が押印されており、その後、同年11月6日に被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該事業を承継した役員に照会したところ、「当時の関係資料は保存しておらず、申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間等は不明である。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が勤務していたような記憶はあるが、具体的な時期は不明であり、当時、退職後に再就職していた従業員もいた。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立期間前後の昭和43年6月から48年9月において、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が断続している者が19人確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、公共職業安定所の記録によれば、申立期間④のう

ち、昭和 50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの雇用保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が当該期間において C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 50 年 3 月 1 日となっており、申立期間④における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該事業を承継した役員に照会したところ、「当時の関係資料は保存しておらず、申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間等は不明である。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間は不明であり、当時は試用期間が設けられていたのではないか。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、当時、D 社に勤務していた申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間⑤における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において、申立期間のうち昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所では、申立人に係る関係資料等は保存されていないと回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 加えて、申立人が申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料

は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれらの申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年1月27日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を300円、同年9月から同年10月までの標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月27日から同年2月1日まで
② 昭和22年9月4日から同年11月1日まで

昭和20年12月13日にA社に入社し、57年7月7日に定年退職するまで、支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した経歴書及び申立人の申立内容等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年1月27日にA社D支店から同社B支店に異動、同年11月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和22年2月の社会保険事務所の記録から300円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店に係る同年8月の社会保険事務所の記録から300円とすることが妥当である。

なお、両申立期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が確認できず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月5日、資格喪失日に係る記録を43年4月27日とし、申立期間の標準報酬月額を39年8月から41年9月までは3万3,000円、41年10月から42年9月までは3万6,000円、42年10月から43年3月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月5日から43年4月27日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

給与明細書等は残っていないが、当時、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び申立人のA社における同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所における同僚は、「当時、申立事業所における従業員は100人以上いたが、5人程度の単位で班を編成し工事を行っていた。私の班は申立人を含む7人で編成されていたが、班員の勤務形態及び業務内容等は同じであり、すべて厚生年金保険にも加入していた。」と供述しているところ、申立人が所属していた班の同僚6人の者すべてについて、同事業所における厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人と同じ業務に従事していた同僚4人に聴取したところ、3

人は「当時、特殊な仕事に従事していたことから、技能工は売手市場であり給与もかなり高給であった。また、技能工は試用期間も無く、すべて正社員として雇用されており、事業所の雇用条件に厚生年金保険が無ければ勤務していなかったと思う。」、残りの一人は「16歳から技能工として採用されたが、入社時期と厚生年金保険の資格取得時期とは一致している。」と供述しており、これらの同僚については、すべて同事業所における厚生年金保険の被保険者として確認できることから、当該事業所においては入社と同時に被保険者資格を取得していたものと認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し同じ業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和39年8月から41年9月までは3万3,000円、41年10月から42年9月までは3万6,000円、42年10月から43年3月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による厚生年金保険の資格取得・喪失届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年8月から43年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第一種から第三種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の第三種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月6日から30年7月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間については厚生年金保険の第一種被保険者（坑外勤務）であるとの回答があった。

昭和24年3月にA社B鉱業所に入社し、25年4月6日からは坑内に勤務しており、同期入社で同じ仕事を担当していた同僚は第三種被保険者（坑内勤務）となっているので、申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した職員原簿等から、申立人は昭和24年3月25日に採用され、25年4月6日から30年7月2日まで同社B鉱業所において坑内員として勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた生年月日が近い同期入社同僚二人と申立人との標準報酬月額を比較すると、同一推移となっており、かつ、当該同僚の厚生年金保険第三種被保険者資格の取得日は、申立人の申立てどおり昭和25年4月6日となっていることから、申立人は申立期間において第三種被保険者である坑内員として勤務していたものと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同時期に入社した同職種（坑内勤務）の同僚4人は、いずれも「申立事業所に坑内員として同時期に入社したのは申立人を

含む5人であり、申立期間において、勤務形態等は同一であり、坑内で一緒に勤務していた。」と供述しており、また、これら同僚については厚生年金保険第三種被保険者であることが確認できることから、申立人のみが申立期間において第一種被保険者であったとすることは不自然であり、第三種被保険者としての厚生年金保険料が給与から控除されていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、関係資料等が無く不明であるとしているが、事業主による厚生年金保険の第三種被保険者資格取得及び喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第三種被保険者資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年4月から30年6月までの第三種被保険者としての保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る第三種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は昭和 36 年 3 月に結婚したが、当時、夫の給与が低かったため、私の母が私の国民年金保険料と借家代を納めてくれていることを母から聞いていたので、申立期間の 12 年間で未加入となっているとの社会保険事務所からの回答は信じられない。母が嘘を言うことは絶対に無いので、申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した昭和 36 年 3 月より後の同年 4 月に払い出されていることが確認でき、結婚した申立人の夫は共済組合員であることから申立人は国民年金の任意加入対象者とされるべきところ、申立人は既に国民年金法施行の準備期間中に国民年金への加入を申し出ていたことから、35 年 10 月の国民年金法施行日に強制加入被保険者資格を取得し、その後、任意加入対象者であることが判明した結果、38 年 4 月 1 日に強制加入被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、強制加入被保険者資格を喪失した昭和 38 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を取得するまでの申立期間について、申立人は、国民年金に未加入とされていることが申立人の国民年金手帳、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納めていたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与していない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親

が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 63 年 3 月ごろに、妻が私と妻自身の国民年金加入手続を行った際、未納分の国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付できることを区役所の担当者から聞いていれば、申立期間の私の国民年金保険料を妻が納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は 61 年 4 月にさかのぼって第 1 号被保険者資格を取得するとともに、申立人の妻は厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後の 62 年 4 月に第 1 号被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人及びその妻は、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付することができたものの、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないとともに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間のうち昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされている上、申立人の国民年金保険料を納付したことについての申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から同年10月まで

申立期間当時勤務していた医院が健康保険に加入しておらず、院長から国民健康保険に加入するよう指導されたため、昭和47年8月にA市B区役所で婚姻届を提出した時に併せて国民健康保険の加入手続を行った際に、区役所の担当者から勧められて国民年金に加入した。

その後、勤務先が厚生年金保険の適用事業所になったため厚生年金保険の被保険者となったが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付していたと思うので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認することができず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額、納付方法及び国民年金手帳の交付を受けたことについて記憶が無いとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が明らかでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 3 年 8 月まで

私が個人事業を設立した昭和 61 年ごろ、当時の A 区役所で、「個人事業主は国民健康保険料と国民年金保険料を払って下さい。」と言われ、国民年金の加入手続をした記憶がある。

青色申告書などの証拠となるものが無いので、家計簿の一部を見つけて資料として添付した。申立期間を、国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認することができない上、申立期間当時の居住地の A 区役所には、申立人に係る国民年金被保険者名簿も無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出した家計簿には、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載内容は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から49年3月まで

私は、昭和42年7月18日に姉を説得して、A市B区役所の年金窓口で二人同時に国民年金に加入し、姉と共に保険料を納付し、その後は、銀行振込みで納付した。

私は、その後も保険料の納付を続け、納付期間が満額である37年間になっているつもりであったが、C町役場で「まだ満額になっていません。」と言われ、その後も保険料納付を続け、60歳になって納付を終えた。

しかし、申立期間については、姉は国民年金保険料が納付済みとされているのに、一緒に加入し保険料を納付した私が未納とされており、納得がいかない。

社会保険庁において、昭和40年4月に磁気テープによる電算処理が導入された時に、私の名前が難しい漢字のため、記録から落とされたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月18日に姉と共に国民年金への任意加入手続を行い、国民年金保険料も一緒に納付したと申し立てているものの、A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の姉の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者には切れ目なく番号が付与されており、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、昭和49年4月に払い出されていること、及び同年4月16日に任意加入の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人

に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市では、昭和42年10月以降、昼間不在者対策としてA方式と呼ばれる納付書による金融機関振込方式を採用しており、申立人の姉の国民年金被保険者名簿には、「A方式42.10.16」と記載され、同年10月16日に同年7月から同年10月までの4か月分の保険料納付が記録されていることから、姉は同日に国民年金保険料を納付書で納付したことが推認でき、国民年金加入と同時に、姉と二人で保険料を納付したとする申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人は、加入手続を行うと同時に、姉と共に国民年金保険料を納付し、その後は、銀行振込により納付していたと申し立てているものの、その金額は、当時納付すべき国民年金保険料額と相違しており、さらに申立人の主張する金額の保険料が設定された期間は無の上、当時A市においては、国民年金推進員（集金人）による保険料集金を進めており、納付書による銀行振込納付は、昭和42年10月に昼間不在者対策として導入され、昭和49年度から全面的に導入されたものであることから、申立期間当時、納付書によらなければ国民年金保険料を納付することができない特別の事情も無い申立人が納付書により銀行振込みで保険料を納付していたとの申立内容は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金への加入は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月より前に世話人が自宅に来た時に手続した。

その当時、私はA県B郡に居住しており、当時、毎月自宅に来ていた集金人に、国民年金保険料を渡していた。

昭和 38 年 4 月にC市D区に転居し、その後に役所から集金人が来るようになるまでの間は、民生委員の所へ毎月の国民年金保険料を持参していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったにもかかわらず、社会保険庁の記録及びC市D区が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金加入時においては、強制加入対象者として資格を取得した記録となっており、国民年金制度発足時の 36 年 4 月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されるものの、申立人は、毎月、国民年金保険料を納付していたとしており、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで

平成 19 年 10 月 2 日に昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。市役所に支払いに行ったことを記憶しているので納得できない。

申立期間当時、私は大学を中退して実家に帰ったところで、A 市役所から年金の未納期間があると納付書が送られてきた。その後、母親が納付書をもって市役所に行き、一度に一括で納付した。その時の窓口の担当者は、女性と記憶している。

両親は店を営んでおり、私も親の手伝いを始めた。わが家では年金は支払うものと義務づけており、隣組長が税金等と一緒に年金も集金していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿より、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月ごろに職権適用により払い出されたことが確認できるとともに、社会保険庁の納付記録により、当該時点から申立人の国民年金保険料が現年度納付により始まっていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、国民年金への加入時期に A 市役所から送付された納付書により 1 年半ぐらいの国民年金保険料を一括納付したと主張しているものの、社会保険庁の納付記録により、申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は 61 年 4 月 23 日に現年度納付により納付されていること、及び 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は 61 年 7 月 23 日に過年度

納付により納付されていることが確認でき、これらの国民年金保険料の納付月数の合計は、15 か月と申立期間の月数と一致することから見て、申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付したとする主張は、これらの納付事実に関するものと考えられるほか、申立期間の国民年金保険料は、同年7月に過年度納付をした時点においては、時効により納付することができず、未納のままとされたものとするのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 42 年 11 月から 45 年 11 月まで
③ 昭和 45 年 12 月から 54 年 4 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付記録が確認されなかったとの回答があった。

申立期間①については、当該期間当時、夫とは別居していたので、戸籍上はAの姓ではなく旧姓のBで国民年金保険料を支払っていたように思う。

また、月々の保険料が以前より一気に3倍になった時期に、役所の人から国民健康保険に加入したいなら国民年金保険料を納めなければ駄目だといわれて、保険料を一生懸命に払った記憶もある。

結婚、離婚を繰り返し、姓を3回変えているので、国民年金の加入記録が分かりにくくなっているものと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 9 月 22 日に払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間③の保険料についても、そのほとんど（昭和 45 年 12 月から 52 年 6 月までの期間）は、時効により納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の被保険者年金記録により、申立期間①及び③においては、申立人の前夫及び前々夫は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付するには国民

年金に任意加入することが必要であるところ、申立期間①及び③当時に申立人が国民年金に任意加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料は納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第3回目の特例納付の実施期間に当たるものの、申立人において申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
私の父が国民年金の加入手続を行い、定期的に集金人に保険料を納付しており、結婚した後からは自分で納付するようになり、申立期間は集金人に納付したはずだ。
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載内容から、申立人の住所変更が昭和49年1月16日に届け出られていることが確認でき、申立人は、47年8月に転居したものの、49年1月16日までは住所変更の手続を行わなかったものと推認される。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料検認記録欄には、同年8月19日付けの前住所地の分任出納員による検認印が押されているものの、申立期間の検認記録欄には検認の押印は無く、また、昭和47年度の印紙検認台紙は、申立人の転居後である49年1月11日付けの割印を付された上で切り離されており、当該割印は48年度印紙検認記録欄に貼付された48年4月から49年3月までの国民年金保険料領収書に押印された分任出納員の領収印とも一致することから、申立人が転居後、49年1月の時点において、48年4月以降の国民年金保険料を一括納付したものの、過年度納付となる申立期間の国民年金保険料については、当該市において納付することができなかったことから納付しないままとされたものと考えのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年6月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和40年3月1日に、それまで勤務していた会社を同年4月に退職する予定であったため、国民年金の加入手続にA市役所年金担当窓口で夫婦で行った時、窓口で担当者から、同年4月から41年6月までの保険料15か月分を前納するよう指示があり、妻の36か月分の保険料と合わせて私が納めたことから、回答については納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿等から、申立期間後の昭和43年9月から同年10月ごろに申立人の妻と連番で払い出されたことが確認できる上、申立人の所持する納付書・領収証書により、申立人は、この時点において過年度納付することが可能な限界である41年7月から43年3月分までの国民年金保険料を同年9月30日に納付したことが確認できるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和40年3月1日にA市役所で同年4月からの15か月分の国民年金保険料を一括して前納したと主張しているものの、当時は、制度上、保険料を前納できる期間は当該年度に限られており、年度を越えた15か月分もの保険料を前納したとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和40年3月1日に、夫がそれまで勤務していた会社を同年4月に退職する予定であったため、国民年金の加入手続を行うためにA市役所年金担当窓口で夫と一緒にいった時、窓口で担当者から、同年4月から43年3月までの保険料36か月分を前納するよう指示があり、夫の15か月分と合わせて夫が納めたので、回答については納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿等から申立期間後の昭和43年9月から同年10月ごろに申立人の夫と連番で払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和34年7月20日に取得し、40年11月23日に資格を喪失したこと、及びこの期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を43年5月28日に支給されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする40年3月時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であることから国民年金に加入することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の夫は、昭和 40 年 3 月 1 日に A 市役所で同年 4 月から 36 か月分の申立人に係る国民年金保険料を一括して、前納で納付したと主張しているものの、当時は、制度上、保険料を前納できる期間は当該年度に限られ、年度を越えて 36 か月分もの保険料を前納したとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。当時はA区に住み、塾の講師として勤めていたが、成人したら国民年金を納めるのは国民の義務と思っていたので 20 歳になった月から保険料を納め始めた。国民年金保険料は絶対に納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続は昭和 45 年 1 月ごろにA区役所で行ったとすること以外に、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶が不明確であり、具体的な国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から昭和 46 年 4 月から同年 5 月までの期間であることが推定でき、その時点では、当該期間は、過年度納付によらない限り国民年金保険料を納付することができない期間であるものの、申立人は、保険料は現年度納付しており、さかのぼって納付したことはないと主張しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳を 2 度交付され、現在所持している年金手帳 2 冊以外に交付されたことはないと説明しているが、最初にA区で交付を受けた国民年金手帳は昭和 46 年 6 月 25 日に発行されたことが確認でき、45 年 1 月ごろに国民年金への加入手続を行ったとの主張との矛盾が認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 39 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。私は、A 県 B 市に居住していた時、20 歳になったが、その時は国民年金に加入していなかった。

昭和 40 年に結婚し、C 県 D 市に住んでいた 42 年 8 月ごろ、父親からお金をもらい過去の強制加入期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があるので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入状況並びにさかのぼって納付したとする保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶が不確かであり、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、これまで交付を受けた国民年金手帳は一冊のみであるとしており、当該手帳は昭和 42 年 7 月 31 日に発行されたものであることが確認でき、この時点において、申立期間は、過年度納付によっても国民年金保険料を納付することができない期間であり、特例納付によらなければ保険料を納付することができない期間であるのに、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする同年 8 月ごろは、特例納付が実施されていた期間にも当たらず、申立人の主張は不自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間は、国民年金に未加入とされており、加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、任意加入により昭和 42

年7月31日に国民年金被保険者の資格を申立人が取得したとの記載がある上、D市が保管する国民年金被保険者名簿にも同様な記載が認められ、同年6月以前の期間は未加入期間とされていることが確認できることから、その後に実施された特例納付の機会においても国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 51 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における国民年金保険料が未納とされていることが判明した。しかし、国民年金手帳には「特」の表示があり、国民年金保険料を特例納付した証明だと思っている。

このことについて、社会保険事務所からの回答は、昼間不在で戸別訪問が困難な国民年金被保険者には、あらかじめ国民年金保険料を納付書で納めていただくように納付書を配布した期間について、国民年金手帳に「特」の表示を行っていたとのことであった。しかし、当時、妻は専業主婦で、買い物で外出する以外は自宅におり、戸別訪問にも十分に対応できる状況であった。

また、私の国民年金手帳記号番号Aの払出しは、昭和 51 年 1 月 30 日であると回答があったが、同手帳には、別の国民年金手帳記号番号Bが記載された上で、二重線で消されている。その国民年金手帳記号番号は、私に別の国民年金手帳記号番号が 48 年 8 月に払い出されていたことを示すものではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、国民年金保険料の特例納付を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料の特例納付に係る申立人の記憶は明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に「特」の表示があり、国民年金保険料の特例納付を行ったことを示すものではないかと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和

51年1月30日に払い出されていることが確認でき、この当時、国民年金保険料の特例納付は実施されておらず、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付により納付することはできない上、社会保険事務所への調査結果では、同所は申立人の国民年金手帳に押印されている「特」の表示については、国民年金保険料の納付書による納付の勧奨のために訪問した際に押印したものであると説明しており、申立人の主張のように国民年金保険料の特例納付を示すものではないとしており、このことについては、社会保険庁の通知においても確認できる。

さらに、申立人は、申立人の所持する国民年金手帳に別の国民年金手帳記号番号が記載された上で抹消されており、これは、同記号番号については、昭和48年8月5日に払い出されたものではないかと主張しているが、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳にいったん記載された後に抹消されている国民年金手帳記号番号については、50年11月に別人に払い出されていることが確認でき、誤って申立人の国民年金手帳に記載されたものと推認される。

このほか、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 57 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月までについては、同年 5 月に A 市役所の国民年金課の窓口で国民年金の加入手続をして、現年度分の国民年金保険料を支払ったところ、窓口の女性職員から 20 歳からは学生であっても、国民年金に加入しなければいけないとの説明を受け、さらに、過年度分の国民年金保険料についても支払うように説明を受けた。このため、翌日、同市役所で未納であった国民年金保険料を一括して支払ったことを憶えている。

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月までについては、金融機関において国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、同年 5 月に国民年金に加入した時に一括して納付したと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 1 月に払出しを受けていることが確認でき、この時点においては、当該期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、特例納付が実施されていた時期でもなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月までについては、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 58 年 1 月の時点では、当該期間のうち 52 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料は、既に時効により納付することはできなかつたものと考えられるとともに、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、同年 7 月から 54 年 3 月までの期間、同年 7 月から 55 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成元年 4 月までの期間、同年 6 月から 2 年 3 月までの期間、4 年 6 月から 5 年 3 月までの期間、11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成元年 4 月まで
⑤ 平成元年 6 月から 2 年 3 月まで
⑥ 平成 4 年 6 月から 5 年 3 月まで
⑦ 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで
⑧ 平成 13 年 4 月から同年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納となっていることが判明した。申立期間①から⑧までについては、国民年金保険料の免除申請を行っているはずであるが、仮に、免除申請を行っていないのであれば、行政側は、被保険者の保険料の納付状況を把握した上、適切に指導すべきであり、職員の怠慢が原因であると考えている。

私は、父から「年寄りになった時に、国民年金は必要になる時が来る。」と言われ、父が私の国民年金の加入手続を行った上で、昭和 41 年に私が開店するまでの間の国民年金保険料は、父が納めてくれていた。

また、私は国民年金保険料の免除申請制度があることを知らなかったのだから、国民年金保険料を納付することができない時は、行政側には、同制度があることを知らせる義務と責任があったのではないかと考えている。

国民年金保険料の免除申請が提出されていないとの理由だけで、未納とされることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行ったはずであると申し立てているが、国民年金保険料の免除申請手続に係る申立人の記憶が明確でない上、申立人が国民年金保険料の免除申請を行ったことを裏付ける関連資料は無く、申立人がすべての申立期間に係る国民年金保険料の免除を受けていたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、8回にも及ぶ国民年金保険料の免除申請に係る処理を行政側が怠ったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料の免除申請制度があることを知らなかったのだから、国民年金保険料を納付することができない時は、行政側には、同制度があることを知らせる義務と責任があったのではないかと主張しているが、申立人は、4回にも及ぶ国民年金保険料の免除申請手続を行い、保険料の免除承認を受けていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、同年 7 月から 54 年 3 月までの期間、同年 7 月から 55 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成元年 4 月までの期間、同年 6 月から 2 年 3 月までの期間及び 4 年 6 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで
④ 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 4 月から平成元年 4 月まで
⑥ 平成元年 6 月から 2 年 3 月まで
⑦ 平成 4 年 6 月から 5 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における保険料が未納とされていることが判明した。申立期間①については、夫の父親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、納付記録が漏れているのではないかと。

また、申立期間②から⑦については、国民年金保険料の免除申請を行っているはずであるが、仮に、申請していないのであれば、被保険者の保険料の納付状況を把握した上、納付等について適切に指導すべきであったのに、これを行わなかった行政側の怠慢により生じたものと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫の父親が申立人に係る当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該期間

に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、申立人及びその夫の父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②から⑦については、国民年金保険料の免除申請手続きに係る申立人の記憶が明確でない上、申立人が国民年金保険料の免除申請を行ったことを裏付ける関連資料は無く、申立人が当該期間において国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、6回にも及ぶ国民年金保険料の免除申請に係る処理を行政側が怠ったとは考え難い。

さらに、申立人は、仮に国民年金保険料の免除申請を申請していないのであれば、行政側が被保険者の保険料の納付状況を把握した上、納付等について適切に指導すべきであるのではないかと主張しているが、申立人は、5回にも及ぶ国民年金保険料の免除申請手続きを行い、保険料の免除承認を受けていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②から⑦までの国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。申立期間は集金人か A 市 B 区役所に持参して納付していたと思う。私は、性格的に国民年金保険料を払わないことはなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、C 県 D 郡 E 町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和 47 年 12 月 7 日付けで、申立人の住所が不明のために不在被保険者と記載されていることが確認でき、51 年 7 月 8 日に社会保険事務所から住所変更の通知を受けたことが記載されており、申立人は、申立期間当時、国民年金に係る住所変更の手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、昭和 46 年 9 月から 48 年 6 月までの期間について、厚生年金保険に加入していることから、申立人は夫と結婚後の 47 年 6 月から 48 年 6 月までは国民年金の任意加入の被保険者とされているにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳には、強制加入被保険者資格のままとされており、申立人は国民年金の加入資格の変更に伴う種別変更手続も適切に行っていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 60 年 10 月まで

社会保険の無い店にパートで勤めていた時、店のオーナーから国民年金に任意加入することを勧められた。昭和 52 年 7 月ごろに、国民年金手帳を持って行き、A 市役所の本庁舎か B 出張所のどちらかで国民年金保険料の納付手続をした。

その後、1 年分の国民年金保険料の納付書が市役所から送られてきたので、3 か月分ずつ、A 市役所 B 出張所の国民年金担当窓口か銀行で国民年金保険料を納付していたと思うが、納付した保険料の金額については憶えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料額や、その納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 52 年 7 月ごろ、申立期間当時、勤務していた店の事業主の勧めにより、A 市役所において、申立人の所持する国民年金手帳を持参して国民年金への任意加入手続を行ったと主張しているが、同市役所の保管する国民年金保険記録票には、申立人が、51 年 6 月 14 日に国民年金被保険者資格を喪失、63 年 3 月 1 日に同資格を再取得と記載されており、申立内容と相違している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 51 年 6 月から同年 8 月までの期間及び申立期間直前の 52 年 1 月から同年 6 月までの期間については、厚生年金保険の被保険者とされており、両期間において、国民年金の被保

険者資格を喪失しているにもかかわらず、申立人の所持する国民年金手帳には、50年10月23日に国民年金に任意加入したことが記載されていることから判断すると、申立人は、年金種別の変更手続を適切に行っておらず、この結果、申立期間についても、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料も納付することができなかったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 56 年 6 月まで

昭和 58 年に国民年金保険料を払い始めるときに、A 市 B 区役所の国民年金課で勧められるままに未払い分を一括納付した。その時、担当者が初めて被保険者になった日を記入し、「これで 20 歳から払ったことになる。この手帳が領収書である。」と言ったことを記憶しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、昨年暮れに友人に会った時に、私が未払分を支払ったことを憶えていたので友人にも聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は国民年金に加入した昭和 58 年に、A 市 B 区役所の国民年金課で勧められて、国民年金保険料をまとめて支払ったと主張しているが、58 年当時は、特例納付が実施されていた時期ではないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 7 月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないとともに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 56 年度と 57 年度分の国民年金保険料を過年度納付した金額と収納年月日が記録されており、この過年度納付した保険料額と 58 年の 4 月から同年 9 月まで現年度納付したものとする金額とを加えると、申立人が一括して納付したと主張する金額とおおむね合致する。

加えて、申立人の国民年金手帳に「被保険者になった日」として記載されている昭和 48 年 4 月 26 日は、20 歳の誕生日の前日に国民年金の被保険者資格を取得したことを示すものであって、この時点から国民年金保険料を納付したことまでを示すものではない上、申立人が名前を挙げた友人も「申立人が何年か分の保険料をまとめて支払い、それから後は払い続けた。」と言ったことを記憶しているのみで、金額及び申立人から聞いた時期は記憶していないと供述しており、申立人の主張を裏付けるものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 1 月まで

私は、銀行を退行してすぐに、国民年金の加入手続をした。その後に実家近くにある郵便局で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

銀行勤めをしていた時から、母親に国民年金加入の必要性を教えられていたので、銀行を退行した後は、当然のこととして国民年金に加入した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 3 月ごろに A 市で払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料をまとめて納付したりしたことはないと供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、B 市内にあった実家近くにある郵便局において、国民年金保険料を納付していたと主張するものの、B 市役所及び当該郵便局においても、申立期間当時、郵便局において国民年金保険料を納付することが可能であったか否かは不明であるとしており、申立内容を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで

私の母親が、現在の A 市 B 区役所で国民年金の加入手続をしてくれたので、加入手続の詳細は分からない。

しかし、国民年金保険料は、母親に数万円を数回渡して代わりに納付してもらっていた。父親からも国民年金には加入していた方が良いと言われていたので、将来の生活のために国民年金に加入した。母親は、既に亡くなっているので証言してくれる者はいない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は、既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が現在の A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、同区役所において申立人に係る国民年金被保険者名簿が確認できず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、国民年金に未加入である上、同様に同居していた 2 歳年上の兄は、国民年金保険料の未納が確認できることから、母親が申立人の国民年金保険料のみ納付していたとするのは不自然である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 10 日から 44 年 5 月 20 日まで
A社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたが、当該期間について脱退手当金支給済みとされている。しかし、お金は一切受け取っていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として復活させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、同名簿において、申立人と同様に「脱」の表示がある者全員に、当該事業所における脱退手当金支給記録が確認できる。

また、社会保険事務所に申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保存されており、当該請求書に「転送」の記載が無いこと、添付されている事業所発行の「退職金不払証明書」と当該請求書の両方の書類を同一人が作成したと認められること、事業主が脱退手当金を代理受給するための委任状が添付されていないことなどから、事業主による代理請求又は申立人からの依頼を受けて事業所が手続したことがうかがえる。

さらに、支給対象月数、支給額等の同裁定請求書の記載内容には、社会保険庁のオンライン記録との齟齬は見られず、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の強制加入被保険者とされるにもかかわらず、国民年金に加入した記録が無く、年金に対する意識は高くなかったものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月1日から20年4月1日まで
② 昭和26年1月1日から27年10月9日まで
③ 昭和28年2月1日から34年7月29日まで
④ 昭和42年2月1日から44年10月12日まで
⑤ 昭和48年2月1日から50年3月1日まで
⑥ 昭和21年2月1日から25年12月31日まで
⑦ 昭和35年2月1日から37年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和19年9月1日から50年3月1日までの間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が平成元年2月9日に支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

また、A社に勤務していた昭和21年2月1日から25年12月31日までの期間、及びB社に勤務していた35年2月1日から37年12月31日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。しかし、両事業所に勤務していたことは事実なので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 男性が脱退手当金の受給資格を取得するのは、旧厚生年金保険法第69条の規定に基づき、昭和36年以降については、厚生年金保険の被保険者期間が5年以上あり、かつ、老齢厚生年金の受給資格期間要件〔240月(20

年)] を満たしていない場合に、老齢厚生年金の受給権者となることなく、60 歳以上で被保険者資格を喪失した場合又は 60 歳に達した場合と定められている。

申立人は、脱退手当金について受給した記憶は無い旨を供述しているが、申立人には国民年金の加入期間は無く、厚生年金保険の加入期間のみが 162 月あり、最後の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 14 年後の 60 歳に到達した 10 日後である平成元年 2 月 9 日に脱退手当金の支給決定を受けていることから、申立人は、自身の厚生年金保険被保険者期間及び当該脱退手当金の制度について十分認識した上で、脱退手当金の受給を行ったと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する脱退手当金受付処理簿に申立人の氏名、受付年月日、支給金額が記載されており、当該記載内容は、オンライン記録と一致し、同受付処理簿に名前の記載があり、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた 4 人全員について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人の異なる 5 事業所の厚生年金保険被保険者期間のすべてが支給対象とされ、厚生年金保険の記号番号が異なる期間も漏れなく支給対象とされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所では、脱退手当金の受給申請に当たり、本人確認が必要であり、原則として本人が社会保険事務所の窓口を訪ね、戸籍謄本等の提出も必要であり、申立人の場合には、上記受付処理簿に申立人自宅の電話番号の記載もあることから、本人申請の可能性が高いと述べている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間⑥の A 社については、申立人が名前を挙げた同僚のうちの一人が申立期間⑥の途中の昭和 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間⑥においても当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間⑥において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A 社は申立期間⑥の途中の昭和 25 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のほとんどの期間において適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人が自分より先に入社していたとする同僚は、申立人が採

用されたと申し立てている2年後である事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年2月1日に資格を取得していることが確認でき、当該事業所は職人気質の残る事業所で、一定の技術を身につけるまで一人前の社員とは認められなかった旨を申立人自身が供述していること、及び被保険者名簿から確認した同僚から、当該事業所には試用期間があったとの供述が得られていることから判断すると、当時、当該事業所においては、採用後一定期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が確認できず、申立人が名前を挙げた同僚3人は既に死亡している上、被保険者名簿から確認した同僚からは、上記のとおり、当該事業所には試用期間があったとする以外の供述は得られず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間⑦のB社については、申立人が同僚として名前を挙げた同僚4人全員の被保険者記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、当該事業所の現在の事業主は、申立人が勤務していた旨を供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、B社に自身の弟を紹介して、申立人より後に入社させたとしているが、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が被保険者資格を取得したと主張する昭和35年2月1日であることが確認できることから、申立人の当該事業所における勤務期間に関する記憶に曖昧^{あいまい}な点がうかがえる。

さらに、B社では、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、事業主からは、「申立人の加入記録が無いのは、申立人自身の希望で加入させなかったか、社会保険事務所が誤った手続を行ったかのどちらかでしか考えられない。」との供述が得られているが、厚生年金保険被保険者資格の取得届、同喪失届及び複数回の標準報酬月額^{標準報酬月額}の定時決定のそれぞれの機会すべてにおいて社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い上、申立人が名前を挙げた同僚のうち申立人の弟以外については全員が既に死亡しており、被保険者名簿から確認した同僚についても、死亡

により事情が聴取できないほか、聴取できた同僚一人からも厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から 44 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 43 年 4 月ごろから勤務していたA社における加入年月日が、(会社の加入手続が遅れたため)時効により 44 年 5 月からになっていた。40 年前のことで、給与明細書も無く、事実を確認できるものは無いが、その当時、正社員であり、健康保険料及び厚生年金保険料を給料より控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社の被保険者記録照会回答票(一時金画面)では、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年 3 月 31 日に取得したこととなっている。一方、同オンライン記録の被保険者記録照会回答票(資格画面)においては、44 年 5 月 1 日に資格取得とされている。このような記録がなされているのは、事業主がさかのぼって 43 年 3 月 31 日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定が適用されたことにより、申立期間である同年 3 月 31 日から 44 年 4 月 30 日までの期間については、保険料の納付が時効により不可能であったため、事業主による保険料の納付は行われず、そのため、厚生年金保険の被保険者資格(被保険者要件)は 43 年 3 月 31 日から認められるものの、厚生年金保険の給付額の算定の基礎となる期間の資格取得日は 44 年 5 月 1 日であることを表しているものである(当該期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できれば、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録回復可能な期間である。)

また、申立人と同時期（昭和 42 年から 44 年までの期間）に入社し、かつ同様の職務内容の同僚 18 人の被保険者記録照会回答票（一時金画面）によると、全員に「第 75 条」の記述があり、事業主が適正に健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得に係る手続を行っていたとは言い難いものの、社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会するも回答が得られず、被保険者名簿から確認した複数の同僚からも厚生年金保険の適用に関する情報は得られない上、申立期間当時、申立人が加入していた可能性のある B 健康保険組合も現在は解散していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 56 年ごろまで
(A社)
② 昭和 56 年から 57 年 3 月まで
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、C社(社会保険事務所の記録によれば、適用事業所としての名称は、A社。以下同じ。)、B社(現在は、D社。以下同じ。)に勤務していた期間が漏れていた。給与明細書は無いが、厚生年金保険料を引かれていたと思うし、健康保険証ももらっていたと思う。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶する事業所の所在地及び事業主の名前が、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容と一致し、当該事業所に在職中に実父が亡くなったと申立人が供述しているところ、実父の死亡日が申立期間中の昭和 56 年 1 月 6 日であることが戸籍で確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間の時期に、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①において、A社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、法人登記により確認できた現在の事業主(当時の事業主の妻)から、「資料は残っておらず、当時の事業主は

死亡しているため、当時の事情を確認することができない。申立人が勤務していた当時、会社は社会保険には加入しておらず、勤めていた人は国民年金に加入していたのではないか。」との供述が得られている。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった際に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚には連絡がとれないなどにより、当時の厚生年金保険の適用状況について聴取することができないことから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、勤務先はE市F区Gであったが、事業所の所在地はE市H区Iであったこと、及び事業主の名字も記憶している。

また、法人登記により確認できたD社の事業主は、申立人が昭和56年ごろにE市F区Gの店「J」に事務担当職員として勤めていたことや、申立人が名前を挙げた同僚で事業主の実弟も、所属は同社の関連会社であるK社であったが、同じ店で勤めていたと供述しているところ、供述のとおり、申立人が名前を挙げた同僚で事業主の実弟は、申立期間において、関連会社であるK社及び同じく関連会社であるL社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社又は同社の関連会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人が名前を挙げた同僚で現在の事業主の実弟の被保険者記録が確認できる上記関連会社2社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の厚生年金保険の記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、店名「J」及び「M」では厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、D社の事業主から、「実弟については関連会社の社員として勤務していたと記憶しており、『J』の従業員は、L社に所属させていたのではないか。また、店の経営は2年ぐらいと短く、従業員の出入りも多かったため、幹部社員は厚生年金保険に加入させていたが、勤めていた従業員全員を必ず厚生年金保険に加入させていたわけではなかったのではないかと思う。」との供述が得られている。

さらに、申立人が名前を挙げたB社の現在の事業主の実弟の連絡先を確認することができず、また、同社の健康保険厚生年金被保険者名簿に記載のある同僚にも連絡がとれず、L社の同被保険者名簿により確認できた従業員は、「自分はGの店『J』に支配人として勤めていたが、申立人の記憶は無く、厚生年金保険の加入についてもはっきり記憶していない。」と

供述している上、関連会社であるK社の当時の従業員からは、「Gの店『J』について聞いたことはなく、当時の事情については分からない。」との供述しか得られず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、公共職業安定所の記録によれば、両申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できない上、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 35 年ごろまで

中学校を 15 歳で卒業して 2 年ほど無職であったが、16 歳か 17 歳のころ、A 社で現場監督をしていた B 氏（現在は、故人。）に誘われて就職し、製品の原料を採取する仕事をしていた。

給料袋には、A 社の社名が入っていたと記憶しており、働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること及び当時の業務内容に関する申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時、当該事業所に勤務していた同僚で協力の得られた三人から聴取したところ、うち二人が「申立人についての明確な記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」とし、残りの一人は「申立人のことは記憶していないが、当時、当該事業所では従業員でも担当業務により厚生年金保険に加入していない者もいたのではないか。」と供述しており、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち当該事業所の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿では、被保険者記録が確認できない者もいる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和 50 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 22 日から 47 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 42 年 3 月 22 日から 47 年 11 月 1 日までの被保険者記録が無かった。
申立期間当時、A社又はB社で間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするA社及びB社との名称を有する事業所は、社会保険事務所の記録によれば、申立人の主張する地域には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は、勤務先事業所の事業主及び同僚の氏名等を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができないことから、申立期間当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、法務局は、A社及びB社との名称での法人登記は確認できないと回答している上、公共職業安定所の記録においても申立人に係る申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の保管する職歴審査照会回答票〔事業所一覧〕により、C市内に所在する申立事業所と同一名の付された事業所は5事業所が認められるが、申立内容（勤務時期、従業員数等）に該当すると判断される事業所は認められず、申立内容のうち勤務期間の全部の条件が適合する1事業者及び一部の条件が適合する3事業所について、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した結果において、いずれも申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠落は認められず、申立てに係る事業所の存在は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年2月まで

私は、A社(吸収合併後の承継会社は、B社。以下同じ。)の採用試験に合格し、昭和35年7月に技術職として入社し、C社内の第1、第2工場において36年2月まで働いていた。

3か月の試用期間を過ぎた昭和35年10月からは厚生年金保険に加入しているはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA社が作成した昭和35年度臨時工索引名簿及び退職者名簿から判断すると、申立人が昭和35年11月2日(退職者名簿には、同月4日と記載されている。)から36年2月9日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社に照会した結果、同社は、同社が保管する昭和35年度臨時工索引名簿及び退職者名簿において申立人が勤務していたことは確認できるものの、申立人は臨時工という雇用形態で雇用しており、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられると回答しているほか、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により抽出した複数の同僚から聴取しても申立人を知らないとし、それぞれの供述では異なる期間であるものの、当該事業所においては、試用期間があったと回答しており、さらに、前

述の臨時工索引名簿において申立人と同じページに記載され、申立人と同時期に入社している 17 人の工員のうち、4 人は厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、これらの者が被保険者とされたのは、いずれも入社から 6 か月ないし 8 か月を経過した昭和 36 年 6 月 1 日となっている。

加えて、当時の人事記録等による雇用実態及び事業主による申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認することができない上、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 3 日まで

申立期間について、A社で働いていたので、同期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、A社は途中で経営者が交代し、B市に本社があるC社という名前に変わったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する詳細な記憶及び申立人が名前を挙げる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁及び社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 41 年 9 月 1 日と確認できる上、申立期間において、申立人と一緒に勤務していたとする同僚二人の厚生年金保険記録においても、当該事業所に係る記録は確認できない。

また、B市に本社を置くC社の回答によれば、同社は昭和 37 年 8 月ごろA社の土地、建物を買収したが、事業所の営業、経営及び社員の就労状況などに係る資料は無く、当時の状況は不明であるとしており、申立人が名前を挙げる同僚も、事業主による厚生年金保険料の控除について、記憶が無い、あるいは、控除されていなかったと思うと供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人及び申立人と一緒に勤務していたとされる同僚の被保険者記録は確認できない上、同名簿において、申立期間におけ

る健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年9月1日の時点では、申立人は別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から29年3月まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和25年4月から29年3月まで勤務したA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

定時制高校に通っている期間であったが、勤務していたことは間違いがない。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった職場の野球試合時の写真及び当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時、A社に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる元従業員は、同社においては試用期間があったと供述しており、別の元従業員は、同社において自身は入社から2年以上経ってから被保険者資格を取得していると供述していることから、同社では、勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者資格取得をさせていない期間が設けられていることがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の供述を得ることができない上、被保険者名簿に名前の記載がある者からも申立期間における厚生年金保険の適用に関する情報に

ついて有力な供述を得ることができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 4 月まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。
私の父親の友人がA社の社長と知り合いであったことから、私は同社に簡単に就職できたことを憶えている。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時から現在までA社に勤務している同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社では、昭和 28 年以降の社会保険関係資料が残っているものの、当該資料（健康保険厚生年金保険資格取得・喪失綴）には、申立人の名前は無いと回答している。

さらに、当時から申立人の同僚として当該事業所に勤務している工場長は、A社は、入社後すぐには厚生年金保険への加入手続を行っていなかったと供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、工場長に係る被保険者資格の取得時期を確認したところ、同人は昭和 31 年 3 月ごろに入社したと述べているものの、厚生年金被保険者資格の取得日は 32 年 9 月となっており、入社から 1 年半経過した後、被保険者資格を取得したことが確認でき、申立

期間当時、当該事業主は、入社後一定期間を経た後に、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていた事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の被保険者記録が無かった。
給与明細書等の資料は残っていないが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録が昭和 46 年 6 月 21 日から 47 年 12 月 31 日まで確認できることから判断すると、申立人は当該期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び同僚等の連絡先も不明であることから照会できない上、申立人は、申立期間当時、同事業所には 10 人程度の従業員がいたと供述しているのに対し、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は事業主を含め 5 人であることから、当時、同事業所においては、入社と同時に被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年

4月分から同年9月分までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 37 年 2 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間における被保険者記録が無い旨の回答があったので、当時の勤務実態等を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた申立人の兄の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば、昭和 36 年 7 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は、適用事業所としての記録が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間のうち、同事業所が適用事業所となった昭和 36 年 7 月 17 日以降の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できないと回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人は中学を卒業後に入社し、最初は手伝いの形で雇用されていた記憶はあるが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態

及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から27年2月21日まで

昭和25年10月にA社B支店に入社し、Cへ異動後、27年1月ころにDに異動したが、社会保険事務所の記録では、同年2月21日にA社(D)で厚生年金保険被保険者資格を取得したことになる。

当時、衣料品等を出張販売し、後日集金(月賦)する仕事を行っていたが、同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社(D)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和27年2月21日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が勤務したと主張しているA社B支店及びA社(C)については、社会保険事務所の記録によれば、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の役員に照会したところ、「給与計算及び厚生年金保険被保険者資格の得喪手続は、各支店で行っていたが、当時の関係資料等は保存されていない。」

と回答している上、申立人がA社に勤務していた同僚として名前を挙げた者に聴取したところ、「申立人に係る記憶は無いが、新卒者はすぐ退職する可能性があるため試用期間が設けられていた。また、私の場合、昭和 25 年 9 月にDからB支店に異動しているが、A社における初めての厚生年金保険被保険者資格は、B支店において 27 年 2 月 1 日に取得している。」と供述しており、また、A社（D）に勤務していた同僚二人は、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、B支店に 25 年 5 月に入社し、Dに異動しているが、A社における初めての厚生年金保険被保険者資格は、Dにおいて 26 年 3 月 1 日に取得している。」、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間当時、Dで勤務しており、厚生年金保険の資格取得日は 26 年 3 月 1 日となっている。」と供述していることから、当時、A社では、適用事業所となる前から勤務していた従業員について、それぞれの事業所が適用事業所となった日以降に、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。